船橋市事業再構築・設備投資促進補助金パンフレット

コロナ禍での燃料費・物価高騰など、事業者を取り巻く環境が大きく変わる中、時代に即した事業再構築・設備投資を促進するため、事業者が国の補助制度を円滑に利用できるよう、専門家から申請支援を受けるための経費を補助します。

支援対象となる国の補助金(以下「対象制度」)

事業再構築補助金	ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金	小規模事業者持続化補助金

※ 各補助金の制度詳細は、二次元コードのリンク先をご参照ください。

補助金額

補助対象経費(税抜き額)の1/2(上限25万円)

- ※補助対象経費は以下の要件を全て満たした経費となります。
- ① 令和4年10月4日以降に申請(採択可否は問いません)した対象制度の申請支援に係る経費であること
- ② 中小企業庁が認定した経営革新等支援機関又は中小企業診断士・公認会計士・税理士・弁護士の資格を有する者に対し支払った経費(支払先が親族や親族が代表を務める企業等を除く)であること
- ③ 申請支援を受けた**対象制度を活用する事業の主たる事業実施場所が市内**であること

船橋市事業再構築・設備投資促進補助金セミナー

対象制度の概要や活用例、市の事業者支援制度などについて、**中小企業診断士と市職員が説明**するセミナーを開催します。参加申し込みは、オンライン・メール・電話で、裏面の問い合わせ先へお申し込みください。

日時	場所
令和4年10月25日(火)19時~20時	オンライン
" 10月28日(金)14時~15時	船橋市役所本庁舎分室会議室1
" 11月 7日(月)14時~15時	オンライン
" 11月10日(木) 14時~15時	船橋市役所本庁舎分室会議室1

申請受付期間

令和4年10月13日~令和5年2月28日(必着)

よくある質問

申請書類にある「対象制度を申請したことが確認できる書類」とはどのようなものか?

対象制度の電子申請システムにログインすると確認できる申請内容確認画面をスクリーンショットしたものや、補助金事務局から送信された受付確認メールの写し等となります。

認定経営革新等支援機関とは何か?

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等(税理士、中小企業診断士など)を、国が審査し、認定したものとなります。制度詳細、認定支援機関一覧等は右の二次元コードのリンク先をご覧ください。



申請書類

- ① 船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付申請書(市ホームページからダウンロード可)
- ② 対象制度を申請したことが確認できる書類
- ③ 申請した対象制度の事業計画書
- ④ 補助対象経費を確認できる書類(見積書、請求書等)
- ⑤ 補助金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの

申請方法

オンラインでの申請方法

下部にある二次元バーコードから市ホームページにアクセスし、ページ内にあるオンライン申請サイトから、手順に沿ってご入力ください。予め申請書類②~⑤のスキャンデータ(PDF)または文字が読める程度に鮮明な画像データ(jpg)をご用意ください。

郵送での申請方法

申請書類一式を船橋市商工振興課(〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25) あてに郵送してください。

その他注意事項

- ◆ 本助成金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等については、交付決定後10年間保管するようお願いいたします。
- 本助成金を不正に受給したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、加算金及び延滞金を加算の うえ、返還していただきます。

問い合わせ先

船橋市商工振興課

Email: keieitaisaku@city.funabashi.lg.jp TEL:047-436-2472 受付時間:平日9:00~17:00



市専用ホームページURL (補助金の詳細、申請書データダウンロード等)